

突発災害調査団派遣規定

企画委員会研究推進小委員会

(本規定の目的)

第1条 本規定は日本災害情報学会が、その設置目的に沿って進める学術的調査研究(会則第3条および第4条(1))に関連して、突発災害に関して本学会から派遣する調査団の設置ならびに実施等についての規定を定めたものである。

また、本規定は日本災害情報学会運営規定(平成13年6月9日)ならびに日本災害情報学会企画委員会運営内規(平成13年6月9日)を前提とする。

(定義)

第2条 突発災害調査団に関する諸定義は以下のとおりとする。

1. 突発災害とは、日本国内において自然災害、原子力災害および火災等によって集中的かつ大規模に人的および物的被害が生じたものをいう。
2. 突発災害調査団は、上記の突発災害に関して災害情報に関する学術調査を実施する組織をいう。

(調査団)

第3条 調査団は本学会会員で組織し、以下の構成を基本とする。

- | | |
|-------|------|
| ア) 団長 | 1名 |
| イ) 幹事 | 若干名 |
| ウ) 団員 | 数名程度 |

団長は調査団を統括し、調査団の調査目的の達成を第一として調査の責務を負う。

幹事は団長を補佐し、調査団の実務に関する諸事を執り行う。

団員は災害種類によって当該突発災害調査の適任者が会員から選抜され、各団員の専門に応じた調査を分担する。

(団長、幹事、団員の任命および承諾)

第4条 調査団長および幹事は、日本災害情報学会長がこれを任命する。調査団長は団員を選任し、会長に報告する。

任期は災害種類によって決定するが、1年以内を原則とする。

団長、幹事、団員はそれぞれが所属する組織の承諾を得て、調査団に参加することができる。

(調査計画)

第5条 調査団長は調査団の結成に併せて、調査計画を作成し、これを会長に報告しなければならない。

調査計画の内容は以下を原則とする。

- ア) 調査目的
- イ) 調査団構成
- ウ) 調査方法
- エ) 調査行程
- オ) 調査概略費用
- カ) その他

(調査費用)

第6条 調査団がその調査目的を達成するための諸費用については、学会がこれを負担する。ただし、調査時に携行する個人備品についてはこの限りではない。また、団長、幹事、団員がそれぞれの組織の費用負担において参加する場合もこの限りではない。

(調査中の事故等への対応)

第7条 調査中における団員の事故等については、団員個々人の責において可能な限りこれを回避しなければならない。学会は傷害保険等に参加して万一の補償等に備えることとする。ただし、本人が辞退した場合にはこの限りではない。

(調査団派遣)

第8条 調査団の派遣に関して、会長は被災地の首長あるいは責任者に対して、調査団受入依頼を提出する。調査団は受入の受諾を得て現地調査を開始することとする。なお、事前の情報収集に関しては、この限りではない。

(調査報告)

第9条 調査団は調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、これを会長に報告しなければならない。

い。また調査結果を学会誌への投稿あるいはシンポジウムの開催などにより、会員に広く知らせる義務を負う。

(調査団内規)

第10条 調査団の組織上あるいは運営上などにおいて内規が必要な場合には、会長の了解を得てこれを定めることができる。内規は当該調査団限りとする。

(その他)

第11条 学会は調査団員を選任する際の資料として会員名簿等により会員の専門分野等を把握整理し、調査団員の偏りを防ぐことができる。

付則

本規定は、平成15年10月16日から施行する。